

## 別紙・添付資料

## 沖縄美ら島財団からのヒアリング等の結果

当委員会は、沖縄美ら島財団からのヒアリング等を、火災発見後の初動対応と火災の状況も含めて確認する形で実施した。

火災発見後の初動対応と火災の状況についての沖縄美ら島財団からのヒアリング等の結果の概要は、以下のとおりである。

### (1) 首里城火災当日の具体的行動及び火災の状況

#### 1) 時系列での警備員及び監視員の具体的行動と火災の状況

「警備員A」、「警備員B」、「監視員C」、「警備員D」、「警備員E」、「警備員F」及び「警備員G」の火災を発見した前後の時系列の行動とその時々における火災の状況は、警備員・監視員時系列行動一覧表（添付資料1）のとおりである。

#### 2) 消防への通報

沖縄美ら島財団の消防計画では、火災の際は、同計画第33条に基づき、警備員が消防への通報を行うことになっていた。しかし、首里城火災においては、遠隔警備会社が消防への通報を行った。具体的には、警備員Aは、奉神門中央監視室に電話を掛けてきた遠隔警備会社に対し、正殿で煙が見えた旨を伝えたと、「消防を呼びますか」と聞かれたため、消火活動を急ぐために、「お願いします」と答えて、消防への通報を遠隔警備会社に依頼した。

遠隔警備会社は、午前2時41分、消防に通報し、消防局指令センターに対して、消防通報であることを伝え、正殿周辺の住所である首里当蔵（町）3丁目1と首里城記念公園であることを伝えた上で、常駐警備員から煙が出ていると聞いたこと、場所は「正殿のエリアということしか分からない」こと、煙しか確認できていないこと、電話での確認であることを伝え、防災センターの電話番号として首里城公園の外線電話番号と防災センターの警備員Aに連絡したことを伝えた。

消防への通報は、この午前2時41分の遠隔警備会社からの1回のみであり、沖縄美ら島財団からも、警備員及び監視員からも、消防への直接の通報はなされなかった。

#### 3) 消防が首里杜館に到着した直後の消防とのやりとり

警備員Eは、仮眠中の警備員Fを起こし、正殿で火災が発生したことを伝え、現場に応援に行くことを指示した。その後、警備員Eは、首里杜館防災センターのドアを開けたが、その際、その時点で既に首里杜館に到着していた消防隊員から、「火事の現場はどこから入れますか」と尋ねられたので、「今、隊員を現場に行かせようとしていたので誘導させます。バイクの後を追って行ってください。」と伝えた。

その後、警備員Fがバイクを準備してシャッターを開けて地下駐車場から出たところ、消防隊員は、消防車両の外にいて、入口が分からないとのことであったため、警備員Fは、消防隊員に対し、バイクに付いて来るように伝え、後方を何度か停止して確認しながら、二階御殿南側管理用ゲートまで誘導した。

#### 4) 沖縄美ら島財団の対応

首里城火災当日の午前3時1分、首里杜館地下2階防災センターの警備員Eから、沖縄美ら島財団の職員に対して連絡がなされた。その後、沖縄美ら島財団の職員から、国及び沖縄県に連絡を行った。午前3時37分、首里城公園管理センターにおいて災害対策本部が設置された。

その後、災害対策本部において、職員の非常時出勤を指示し、首里城周辺の状況確認、交通整理、近隣住民の避難状況の確認等に加え、関係各機関への連絡を行った。

## (2) 緊急時の門の解錠等に関する沖縄美ら島財団の認識

沖縄美ら島財団は、平成 29 年 12 月の警防計画改正時に、消防調査と同年 12 月 22 日の防御訓練のため、消防との打合せを行った。沖縄美ら島財団からは、防火管理者及び消防計画作成者が参加し、消防は、奉神門中央監視室と首里杜館地下 2 階防災センター等を確認していた。

沖縄美ら島財団の説明によれば、その打合せの際、施錠している門の解錠の段取りについて口頭で確認したとのことであった。夜間は警備員が門の鍵を持っているため、基本的には警備員が解錠することになっていたが、念のため消防に解錠できなかった場合に備え、鍵を預けるかを確認したところ、緊急の場合は消防で鍵を破壊するとのことであり、消防で鍵を預かる必要はないとのことであった。なお、消防との間で、消防は火災の発生が明らかな場合は奉神門に向かうが、火災の発生が明らかでない場合は首里杜館に向かうといったことを確認した記憶もなく、記録も残っていないとのことであった。沖縄美ら島財団としては、消防は火災通報時には警防計画に基づいて奉神門に向かうと認識していた。打合せ自体は 1 日だったが、その後の消防調査は平成 29 年 12 月 6 日から平成 30 年 1 月 19 日までの期間で合計 8 日間実施された。沖縄美ら島財団はこの消防調査には立ち会わなかった。

日中は、緊急車両が到着すれば、警備員が門及び車止めの解錠を行っていたこともあり、沖縄美ら島財団としては、日中でも、夜間でも、緊急時は基本的に警備員が門及び車止めの解錠を行うと認識しているとのことであった。しかし、この点について、常駐警備会社との間での明確な合意や細かな取決めまでは存在しなかった。

なお、夜間に施錠する門は、歓会門、久慶門、継世門及び木曳門の 4 か所であった。美福門は常時施錠していた。施錠方法については、歓会門、久慶門、継世門及び美福門は木製の門と鉄製の門止めであった。木曳門は鉄製の南京錠であった。

## (3) 消火設備の状態及び使用状況

### 1) 放水銃

正殿東側に設置された放水銃が、首里城火災当日、使用できなかった。これは、収納蓋を開ける専用の金具が奉神門中央監視室にあったためであった。本来であれば、監視員が収納蓋を開けるか、専用の金具を消防に渡す必要があった。

### 2) ドレンチャー

ドレンチャー及び放水銃の共通起動ボタンは、奉神門中央監視室、全 4 基の放水銃のそれぞれ、二階御殿ポンプ室の合計 6 か所にあった。ドレンチャー及び放水銃の共通起動ボタンは、監視員が正殿への延焼防止に必要な場合に押すことになっていたが、首里城火災においては、煙を確認しただけで、火元が確認できなかったため、押す必要がないと判断し、押していないとのことであった。

一方で、監視員 C は、首里城火災当日、正殿西側のドレンチャーが作動して放水していたことは確認しているとのことであった。

## (4) 首里城公園において使用されていた外線電話番号

首里城公園においては、4 つの外線電話番号が使用されていた。この 4 つの外線電話番号は、特に使い分けられていなかった。4 つの外線電話番号のいずれに電話をしても、首里城公園管理センター、奉神門中央監視室、首里杜館地下 2 階防災センターの全てで呼出音が鳴る設定となっていた。この点は、昼間と夜間で違いはなかった。後述する消防が電話した 1 つ目の電話番号及び 2 つ目の電話番号も、この 4 つの外線電話番号に含まれていた。奉神門中央監視室、首里杜館地下 2 階防災センターでは、外線用として使用していた電話機は 1 台のみであった。

#### 別紙・添付資料

以上を前提に、日中は、外線の電話があった際は、奉神門中央監視室、首里杜館地下2階防災センターでは電話に応答せず、首里城公園管理センターで応答する運用になっていた。なお、首里城公園における沖縄美ら島財団の職員、警備員及び監視員との連絡は内線を用いて行われていたが、外線と内線で呼出音が異なったため、奉神門中央監視室と首里杜館地下2階防災センターでは外線と内線の区別は可能であり、業務に支障はなかった。

他方、夜間については、外線の電話があった際は、基本的に、首里杜館地下2階防災センターで応答する運用になっており、首里杜館地下2階防災センターで対応できない場合に、奉神門中央監視室で応答することになっていた。首里城公園管理センターには、沖縄美ら島財団の職員は常駐しておらず、呼出音だけが鳴る状態であった。

## 警備員及び監視員からのヒアリング等の結果

当委員会は、警備員及び監視員からのヒアリング等を、主に警備員 A、警備員 B、監視員 C 及び警備員 E から、警備員及び監視員の業務内容、首里城火災当日の具体的な行動及び火災の状況等を中心に確認する形で実施した。

警備員及び監視員からのヒアリング等の結果の概要は、以下のとおりである。

### (1) 警備員及び監視員の契約内容及び業務経験等

#### 1) 警備員及び監視員の契約内容

首里城火災当日に勤務していた警備員は、全て常駐警備会社により期間の定めのない労働契約にて雇用されている従業員（正社員）であった。夜間勤務の警備員は、夜間のみ担当しており、昼間の勤務は担当していなかった。

首里城火災当日に勤務していた監視員も、全て設備会社により期間の定めのない労働契約にて雇用されている従業員（正社員）であった。

#### 2) 警備員及び監視員の業務経験等

警備員 A は、平成 30 年 3 月まで約 1 年 6 か月間、首里城公園の警備業務を務め、1 度退職した後、令和元年 6 月に再度入社していた。合計で 3 年間の首里城公園の警備業務の経験があった。首里城公園での消防訓練には 1 回から 2 回程度参加したことがあり、消防が実施した首里城公園での夜間火災の防御訓練にも参加したことがあったが、他の勤務場所での消防訓練には参加したことはなかった。消火器及び屋内消火栓等の消防設備の配置場所については、把握していた。屋内消火栓の使用方法も理解していた。

警備員 B は、首里城公園の警備業務を 5 年間務めていた。首里城公園での消防訓練には 1 回参加したことがあるが、他の勤務場所での消防訓練には参加したことはなかった。消火器及び屋内消火栓等の消防設備の配置場所は把握していた。屋内消火栓の使用方法も一通り理解していた。これは、消防訓練ではなく、勤務中に先輩の警備員から教わったものである。

監視員 C は、消防訓練には毎年参加しており、消防機器の操作も熟知していた。消火器及び屋内消火栓等の消防設備の配置場所についても把握していた。

警備員 E は、首里城公園の警備業務を合計 12 年間務めていた。勤務形態については、例えば、週 4 日は奉神門 2 階中央監視室にて待機し、週 2 日は首里杜館地下 2 階防災センターで待機するといった具合で、両方の施設での勤務経験がある。首里城公園での消防訓練には、10 回程度参加したことがあるが、他の勤務場所での消防訓練には参加したことはない。首里城公園での消防訓練の際に、消火器の操作をしたことはあったが、屋内消火栓の操作をしたことはなかった。屋内消火栓の操作は監視員がしていた。しかし、消火器及び屋内消火栓等の消防設備の配置場所については、把握しており、屋内消火栓の使用方法も理解していた。火災発生時の初期消火や無線での連絡方法についての教育も受けていた。

#### 3) 警備員及び監視員の実際の消火活動の経験

首里城火災当日に勤務していた警備員は、いずれも消防署職員や消防団員の経験はなかった。

首里城火災当日に勤務していた警備員及び監視員は、いずれも過去に実際の火災現場の経験や消火活動の経験はなかった。

## (2) 警備員及び監視員の勤務状況等

### 1) 警備員及び監視員の勤務状況

警備業務については、警備巡回マニュアルが存在し、任務に就く警備員に配布していた。さらに、警備巡回マニュアルは、奉神門 2 階中央監視室及び首里杜館地下 2 階防災センターに備え付けられていた。

警備員の配置人数については、平成 31 年 2 月以降、監視カメラの増設に伴い、奉神門 2 階中央監視室及び首里杜館地下 2 階防災センターともに、仮眠なしで勤務する警備員が 1 名減員となっていた。減員後も、警備員 1 人当たりの夜間の巡回の回数は 3 回であって、それ自体は減っていなかった。しかし、減った人員は、いずれも巡回業務及びモニター監視業務を担当していたため、全体での巡回回数は減り、モニター監視の人数も減っていた。他方で、監視カメラの台数が増えたことにより、首里城公園内をほぼ死角がない状態で監視できるようになっていた。

監視員は、奉神門 2 階中央監視室と首里杜館地下 2 階中央監視室に宿直担当者が各 1 名配置され、それぞれ、仮眠を取ることとなっていた。

### 2) 警備員及び監視員の消防訓練の実施状況

首里城公園では毎年消防訓練を実施しているが、実施日に勤務していない警備員までは参加できていなかった。その結果、10 年間勤務すれば、概ね 5 回から 6 回程度参加することになる印象である。参加していない警備員には、口頭で訓練内容の情報を共有していた。

監視員については、ほぼ全員が年 2 回の消防訓練のいずれかに参加していた。

### 3) 防犯・消防設備の作動状況

人感センサーの発報は、毎年、年間 20 回程度だった。具体的には、発報の 6 割から 7 割程度が奉神門、1 割が北殿、1 割が南殿で発報するといった印象で、正殿での発報はほとんどなかった。

火災報知器の発報は、過去に、正殿で 14 回、北殿で 9 回、南殿で 3 回、奉神門で 13 回、書院・鎖之間で 3 回あった。全て誤報だった。

### 4) これまでに防犯・消防設備が作動した際の対応

人感センサーが発報した際は、待機している警備員に発報場所まで行って様子を確認するように指示を出すことになっていた。その際、警備員は、1 人で発報場所まで行くことになっていた。発報場所で異常を発見した際には、無線を使って首里杜館地下 2 階防災センターに連絡した上で、モニター監視している警備員と 2 人で対応することにはなっていた。警備巡回マニュアルにもその旨の記載がある。しかし、実際には、これまで、このような対応を要する事態になったことはなかった。

火災報知器が発報した際は、監視員が出火場所を確認した後、現場確認に向かっていた。昼間で監視員が複数人いる際は、複数人で現場確認を行うが、夜間は 1 人で現場確認を行っていた。

## (3) 夜間火災発生時の役割分担等

### 1) 警備員 A 及び警備員 B の認識

夜間火災発生時の役割分担については、役割が決まっていたわけではなく、その場で対応できる警備員が対応するという認識だった。具体的には、その場で対応できる警備員で、連絡を取り合って、通報連絡担当と消火担当を分担するという認識であった。

どの程度の火災になれば通報を優先するかという点については、特に想定があったわけではなかった。

## 2) 監視員 C の認識

火災発生時は、仮眠していた監視員 C が起き、警備員とともに火災現場に行き、もう 1 人の警備員が通報連絡を担当するという認識であった。固定された役割分担があるというわけではなく、その場で対応できる警備員の 1 人が通報連絡を担当し、残りの警備員と監視員で消火器を持参して、火災現場に行くという認識であった。ただし、状況に応じては、1 人で火災現場に行くことはあると思う。

また、消火器で消火できる火災は、炎が天井に届くまでであり、屋内消火栓を使用しても消火できなかった場合や身の危険を感じた場合は、通報を優先するという認識であった。

## 3) 警備員 E の認識

警備員 E は、常々、何かあった際は、首里杜館地下 2 階防災センターのモニター監視を担当している警備員に連絡することを指導してきた。その上で、首里杜館地下 2 階防災センターのモニター監視を担当している警備員から、奉神門中央監視室の警備員及び監視員に連絡し、現場確認を指示し、指示を受けた警備員及び監視員は、異常を検知した機器の解除キーと懐中電灯を持参して、現場確認を行うことを想定していた。そして、現場で火災を発見した場合は、再度、連絡を取り合っ、首里杜館地下 2 階防災センターのモニター監視を担当している警備員が通報連絡を担当し、それ以外の警備員及び監視員が消火を担当するという認識であった。

また、警備員 E は、煙を見れば直ちに通報をするように指導してきた。

## 4) 常駐警備会社業務責任者の認識

火災発生時は、首里杜館地下 2 階防災センターの警備員が、情報収集と通報連絡を担当し、応援要請があれば、応援を指示する役割を担うという認識である。火災が城郭内で発生した場合も、城郭外で発生した場合も、この点に変化はないという認識である。

# (4) 首里城火災当日の具体的行動及び火災の状況

## 1) 警備員 A の対応

首里城火災発生時は、モニター監視をしていた。最初に人感センサーが発報した際、遠隔警備会社から電話がある前に遠隔警備会社に電話して、現場確認に行くことと現場確認の後に改めて電話することを伝えた。この段階では、火災の認識はなく、ヤモリ等による発報であると考えていた。人感センサーが発報した際に、警備員 B も目を覚ました状態であったため、警備員 B に現場確認に行く旨を伝えた。そして、人感センサーの解除キー、シャッターの鍵、懐中電灯及び無線機を持参して、現場確認に向かった。ヘルメットは被っていなかったし、警棒等も持参していなかった。

最初に煙を確認した場所は、正殿北口の入口から入ってすぐの階段を上って左に曲がってから 4m から 5m 進んだ場所で、2 階に上がる階段の手前であった。その際の煙の高さは、煙で 2 階に上がる階段が見えなかったため、警備員 A の頭の高さ程度まで及んでいた認識である。足元の床まで見えたかどうかは記憶にない。煙の色は、黒煙だった。煙の濃さは、その先にある屋内消火栓の赤いランプが微かに見える程度の濃さであった。熱までは感じなかった。

煙を確認した時点で煙を吸ってしまったため、身の危険を感じ、それ以上先に進めなかった。消火器及び屋内消火栓がどこにあるかは把握していたが、奥に進んで消火器を取りに行くことができる状態ではないと判断し、消火器を取りに戻るために、奉神門まで全力で走った。無線機は持っていたが、無線機で連絡を取るよりも、奉神門まで走った方が早いと思った。走れば、奉神門までは 10 秒程度であった。

奉神門中央監視室に戻り、警備員 B 及び監視員 C に火災である旨を伝えた。電話をかけてきた遠隔警備会社にも正殿北口から煙が出ている旨を伝えたところ、遠隔警備会社から、消防を呼ぶかを確認されたため、消防への通報を依頼した。その後、火災発生時の具体的な役割分担が決ま

っていなかったこともあり、数分間、警備員 B との間で、役割分担について話し合った。その結果、警備員 A が消火を担当し、警備員 B が首里杜館地下 2 階防災センターへの連絡、モニター監視及び電話対応を担当することになった。

その後、タオルをマスクのようにして、無線機及び消火器を持参して、初期消火と監視員 C を探すために、奉神門中央監視室を出た。タオルが短かったため、マスクのようにするために手間取って、時間がかかった。しかし、結局、監視員 C を探し出すことはできなかつたため、再度、奉神門に戻り、その後、もう 1 度、正殿に向かった。放水銃は、外部からは火元が見えない状態であったため、使用しなかつた。

## 2) 警備員 B の対応

首里城火災発生時は、仮眠中であつた。最初に人感センサーが発報した際に、目を覚ました。この時点では、火災であるとの認識はなかつた。

その後、モニター監視をしている際に、奉神門中央監視室に戻って来た警備員 A から火災であることを告げられるとほぼ同時に、火災報知器が発報した。火災報知器が発報した後は、首里杜館地下 2 階防災センターの警備員 E に火災である旨を電話し、警備員 F の火災現場への応援を要請した。

警備員 F と消防が奉神門中央監視室に着いた時点で、消防には、火災報知器の警戒区域を示すランプが 5 か所から 6 か所点灯していることを伝えた。その後、警察にも事情を説明した。

## 3) 監視員 C の対応

首里城火災発生時は、仮眠中であつた。奉神門中央監視室に戻って来た警備員 A から火災であることを告げられて起こされるとほぼ同時に、火災報知器が発報した。まず、消防活動を容易にするために、正殿の方に向けて照明を照らした。その後、直ちに、上下作業服のまま、照明付きのヘルメット、LED ライト及び消火器を持参して、安全靴を履いて、消火活動に向かった。無線機は持参していなかつたし、マスクもしていなかつた。正殿での火災は初めての経験である。警備員 A と警備員 B は、離れた場所で話し合っていたこともあり、早く消火したいという気持ちで、1 人で消火活動に向かった。その際、警備員 A と警備員 B には自分の行動を伝えていなかつた。

その後、正殿北口に入る手前の場所で煙を確認した。その際の煙の高さは、監視員 C の身長よりも高い位置であつた。煙は、足元も含めて全体的に充満しており、押し寄せて来るような印象であつた。実際に、正殿北口から煙が噴き出していた。煙の色は、灰褐色であつた。煙の濃さは、暗かつたこともあるが、正殿内が全く見通せない程度の濃さであつた。炎は見えなかつた。熱も感じなかつた。煙の勢いに圧倒され、正殿の中に入れば、煙を大量に吸うことになるかもしれないという身の危険を感じた。消火器及び屋内消火栓がどこにあるかは把握していた。

その後、正殿東側には施錠されていない木造の引き戸があつたため、そこから正殿内部に入ろうと思い、正殿東側の後之御庭に向かった。しかし、隙間から煙が噴き出していたため、ここから正殿の中に入って消火することも難しいと判断した。奉神門中央監視室を出る際に消防への通報を行ったかどうかを確認していなかつたため、通報を優先するために、奉神門中央監視室まで走って戻った。奉神門中央監視室に戻っても、警備員 A と警備員 B がまだモニター前にいたため、通報してもらうように依頼した。また、緊急事態ということで、設備会社の業務責任者にも設備会社所有の携帯電話で連絡した。本来であれば、監視員 C が、首里杜館地下中 2 階中央監視室で仮眠している監視員 G に連絡することになっていたが、監視員 C はパニックになっていたため、設備会社業務責任者が、監視員 G に連絡をした。

その後、消防隊の進入経路を確保する必要があると考え、警備員 D が火災状況を把握しているか分からなかつたこともあり、二階御殿南側警備ボックスに向かった。放水銃は、外部からは火元が見えない状態であつたため、使用しなかつた。

二階御殿南側警備ボックスに到着した後、遠隔警備会社、警察及び消防がこの順序で到着した。消防が到着するまでの間、警察から、火災の発生場所及び火災の状況についての事情聴取を受け



た。警察からの事情聴取の最中に、消防が到着した。消防は、特に火災の発生場所を確認することなく、二階御殿南側防火水槽前に車両を部署し、消防隊員はそのまま火災の発生場所に向かっていった。特に消防とはやりとりをしなかった。

#### 4) 警備員 E の対応

首里城火災発生時、城郭外を巡回警備していた。その間、警備員 F は仮眠中であった。従って、城郭外を巡回している間は、モニター監視をしている警備員はいなかった。巡回中であっても、他の警備員は仮眠を取ってもよいことになっていたが、警備員の配置人員が減る前は、モニター監視が途切れることはなかった。

首里杜館地下 2 階防災センターに戻った直後に、警備員 B から、火災が発生した旨の電話連絡を受けた。その際、受話器から、火災報知器の発報音が聞こえていた。そこで、警備員 F を起こして、二階御殿南側警備ボックスに向かうように指示した。二階御殿南側警備ボックスに設置していた電話は、首里城火災当時、着信音が非常に小さくて聞こえない状態になっていたためであった。従って、二階御殿南側警備ボックスにいた警備員 D には、電話で連絡しなかった。なお、無線機を持っていた警備員は、警備員 A、警備員 B 及び警備員 E のみであったが、警備員 B の無線機は奉神門中央監視室のモニター前の充電器で充電されたままであった。また、首里杜館地下中 2 階中央監視室で仮眠していた監視員 G には連絡しなかった。

その後、警備員 F を二階御殿南側警備ボックスに向かわせるために、首里杜館地下駐車場のシャッターを開けたところ、消防隊員 2 名がこちらに向かって来た。火災の発生場所が分かっていない様子であったため、警備員 F に、消防を二階御殿南側警備ボックスまで誘導するように指示をした。消防が首里杜館に到着するまで、消防から電話はなかった。警備員 E からも消防に電話をすることはなかった。遠隔警備会社が通報していると認識していたためであった。

首里杜館地下 2 階防災センターに戻った後は、関係各所に連絡をしていた。具体的には、沖縄美ら島財団、常駐警備会社及び勤務外の他の警備員等であった。



## 消防からのヒアリング等の結果（火災発見後の初動対応）

当委員会は、火災発見後の初動対応についての消防からのヒアリング等を、消防への通報及びその後の消防隊が首里城公園に到着するまでのやりとりを中心に確認する形で実施した。

以上を前提にしたヒアリング等の結果の概要は、以下のとおりである。

### (1) 想定していた初動対応

警防計画上は、当初の情報収集及び指揮所の開設は「防災センター（奉神門）」で行うことになっているが、これは、沖縄美ら島財団によれば、奉神門に警備員が24時間常駐しており、火災時も奉神門の警備員と連絡を取ることができるとのことであったため、奉神門が防災センターであるとの認識に基づいたものである。

平成29年の警防計画改正時に、沖縄美ら島財団との間で、基本的に沖縄美ら島財団が火災発生時には施錠された消防活動に必要な全ての門を解錠し、消防隊の進入を誘導することを基本とし、ただ火災発生の事実が確定的でない場合は、消防活動にて使用する門は施錠されている可能性があるため、まずは事実確認と門の解錠依頼のために首里杜館に向かい、警備員に確認を取り、誘導してもらって、解錠することを確認していた。

### (2) 消防への通報

首里城火災当日の通報は、警備員や監視員からではなく、遠隔警備会社から消防局指令センターに通報があった。内容は、火災報知機が発報し、「正殿エリア」で煙が出ているということであったが、火災の規模や詳しい場所等の詳細については不明との内容であった。

### (3) 遠隔警備会社、警備員及び監視員とのやりとり

#### 1) 遠隔警備会社とのやりとり

通報後の午前2時44分ころ、消防局指令センターは、遠隔警備会社から告げられた1つ目の電話番号に2度架電したが、電話が繋がらなかった。

そこで、改めて遠隔警備会社に架電の上、2つ目の電話番号を確認し、その電話番号に架電したところ、午前3時5分ころ、ようやく電話が繋がった。この2つ目の電話番号は、警防計画にも記載があり、消防局指令センターでも把握していたが、通報時に連絡先として提供を受けた電話番号に最優先で架電するのが通常であったため、まず1つ目の電話番号に架電した。

#### 2) 警備員及び監視員とのやりとり

首里第一小隊は、この間、火災の規模や詳しい場所等の詳細が不明であったため、門が施錠されている可能性もあると考え、情報収集と門の解錠依頼のため首里杜館に向かった。

首里第一小隊は、首里杜館に到着後、首里杜館防災センターのドアをノックした上で外部から声を掛けたが反応がなかったため、内部を確認したところ、警備員らが慌しく話し込んでいる様子であった。そこで、何度かドアのノックと携帯ライトでの合図を繰り返したところ、ようやく警備員が消防隊員の到着に気付き、警備員はドアを開けた。消防隊員は、警備員に対し、「通報がありました。首里城が火災ですか。情報はありますか。」と尋ねたところ、警備員から、「正殿が燃えているようです。正殿の場所はわかりますか。」と伝えられた。消防隊員は、これに対し、「はい、わかります。」と答えたところ、「バイクで誘導しますので、後ろから付いて来て下さい。」と告げられた。その後、警備員が、シャッターを開けて駐車場へ移動し、車両通路側のシャッターを開けて地下駐車場からバイクを移動させて、消防車の前を先行するように進んだ。

別紙・添付資料

ため、消防車をバイクの後ろに追従させた。その間、バイクが低速で進行したため、消防車も低速で進行していたが、車間距離が縮まって消防車をさらに減速させると、バイクは停車して後ろを振り返る動作を数回行っていた。その度に、消防車も停車せざるを得ない状況であったが、これは正殿の入り口が分からなかったためではなく、安全な車間距離をとるためである。

## 消防活動報告書の内容

首里城火災においても、那覇市消防局警防規程（令和2年10月8日付で那覇市消防警防規程に改正）上の要請に基づき、消防活動報告書が提出されている。その消防活動報告書によれば、首里城火災におけるポンプ車等の出動台数は33台、消防隊員等の出動人員は123人に及んでいる。

33隊の出動隊（救急隊も含む。）のうち、早期に到着して初期の消防活動の中心を担った9隊についての消防活動報告書の内容の概要は、以下のとおりである。

### (1) 指揮隊（指揮第一小隊から移行）

指揮隊は、まず首里杜館にて警備員と接触した後、午前2時56分に現着し、守礼門東側に車両を部署した後、午前3時15分に御庭の東端に現場指揮本部を設置し、部隊運用を開始した。

その後、火災の輻射熱により、現場指揮本部の位置を奉神門の真下に移動させた。午前3時36分ころには、火災旋風のような現象が発生し、火災状況の悪化により、各隊に一時的に退避命令を出した。

その後も火災の勢いは衰えず、午前4時2分ころ、再び、御庭において火災旋風のような現象が度々発生した。午前4時23分ころには、火災の輻射熱によって、署隊指揮本部（現場指揮本部から格上げ）の位置を奉神門西側の階段下に後退させた。さらに、午前4時55分ころには、署隊指揮本部の位置を下之御庭の広福門と首里森御嶽の中間付近にまで後退させた。

その後、指揮第二小隊が午前9時45分に現着した後は、指揮第二小隊に指揮権を移した。午前11時には火災を鎮圧したが、その後も、残火処理を継続した。午後1時30分、署隊長は鎮火を宣言した。午後8時10分、残火処理も終了した。

### (2) 中央第一小隊

中央第一小隊は、午前2時55分に現着し、久慶門前に車両を部署した後、午前3時8分に中央第二小隊及び国場小隊とともに正殿北側に放水を開始した。

火災が北殿に延焼した後は、北殿北側及び東側から放水活動を行い、その後は、奉神門北側の延焼阻止のための放水活動を行った。

### (3) 中央第二小隊

中央第二小隊は、午前2時55分に現着し、沖縄県立芸術大学音楽棟前に車両を部署した後、午前3時8分に中央第一小隊及び国場小隊とともに正殿北側に放水を開始した。

その後は、南殿側への延焼が予測されたため、黄金御殿、南殿及び二階御殿への延焼防止のための放水活動を行った。

なお、黄金御殿から二階御殿への延焼防止活動を行う中で、施錠されていた美福門を破壊した。

### (4) 首里第一小隊

首里第一小隊は、午前2時48分に首里杜館前に現着し、情報収集を行った後、警備員に先導され、午前2時58分に二階御殿南側に車両を部署した後、午前3時5分に正殿北側に放水を開始した。

その後、火災が北殿及び奉神門北側に延焼する中で、それぞれに対する放水活動を行った。

#### (5) 神原第一小隊

神原第一小隊は、午前 2 時 56 分に現着し、正殿西側防火水槽に車両を部署した後、午前 3 時 10 分に正殿に放水を開始した。

その後、火災が北殿及び奉神門北側に延焼する中で、それぞれに対する放水活動を行った。

なお、正殿西側防火水槽に車両を部署するまでの道路上に設置された車両進入止が施錠されていたため、その 4 か所の南京錠を破壊した。

#### (6) 神原第二小隊

神原第二小隊は、午前 2 時 57 分に現着し、園比屋武御嶽石門前に車両を部署した後、午前 3 時 12 分に正殿に放水を開始した。

その後、正殿から南殿への延焼防止活動を行い、書院・鎖之間及び南殿に延焼後は、その南側から放水活動を行った。

なお、園比屋武御嶽石門前に車両を部署するまでの道路上に設置された車両進入止が施錠されていたため、その 4 か所の南京錠を破壊した。

#### (7) 西高度救助第一小隊

西高度救助第一小隊は、午前 2 時 56 分に現着し、沖縄県立芸術大学前の中央第二小隊の後方に車両を部署した後、施錠されていた久慶門を破壊し、城郭内に進入した。

その後、負傷者等を探索する一方で、施錠されていた奉神門を内部から解錠し、放水銃による正殿への放水を開始した。

放水量低下により放水銃が使用できなくなった後は、小隊を 2 班に分け、1 班は、屋外消火栓を使用して正殿東側の消火活動を行うも、今度は屋外消火栓が使用できなくなった。もう 1 班は、黄金御殿から屋内消火栓を延長して正殿東側の消火活動を行うも、こちらも同様に屋内消火栓が使用できなくなった。

その後は、消防活動を行う各隊の安全管理対応を行う一方で、応援消防隊とともに奉神門への延焼阻止活動を行った。その際、有効な注水活動が実施できるように、奉神門の外壁及び屋根を一部破壊する措置を講じた。

#### (8) 国場小隊

国場小隊は、午前 2 時 59 分に現着し、沖縄県立芸術大学東側路上に車両を部署した後、直ちに放水（送水）を開始し、中央第一小隊及び中央第二小隊とともに正殿北側に放水を行った。

その後は、正殿東側から放水活動を行い、南殿側への延焼の危険が高まった後は、正殿南側からの延焼防止活動を行った。

なお、正殿東側に設置されていた放水銃は、収納蓋が固定され開かない状態であったため、使用できなかった。

#### (9) 西第二小隊

西第二小隊は、午前 3 時 1 分に現着し、二階御殿南側の首里第一小隊後方に部署した後、午前 3 時 20 分に正殿北東側に放水を開始した。

その後、南殿側への延焼を確認した後は、正殿及び南殿に放水活動を行い、黄金御殿、奥書院、書院・鎖之間への延焼防止活動を行った。

## 消防からのヒアリング等の結果（首里城火災当日の消防活動）

当委員会は、首里城火災当日の消防活動についての消防からのヒアリング等を、消防活動報告書の内容を前提に、それを補足する形で実施した。

以上を前提にしたヒアリング等の結果の概要は、以下のとおりである。

### (1) 警防計画について

#### 1) 警防計画の改正

警防計画は、平成12年に策定され、その後、城郭内においては建築物が順次建築されていったが、平成29年まで警防計画が改正されることはなかった。首里城火災当時の警防計画は、この平成29年に改正された警防計画であった。

従って、この平成29年改正の警防計画においては、その後供用開始される世誇殿及び女官居室は計画上想定されていない建築物となっていた。

#### 2) 警防計画上の用途

警防計画上は、正殿を中心に用途が消防法施行令別表第一第17項（重要文化財等として指定された建造物）とされていたが、実際は第15項（前各項に該当しない事業場）であった。

これは正殿が復元建築物であるため重要文化財等には該当しないことを認識していなかったためであった。

### (2) 防衛訓練及び消防訓練について

#### 1) 火災防衛訓練

平成25年から平成31年までの間に実施した火災防衛訓練のうち、首里城を対象とした訓練は、平成29年12月22日に実施した訓練のみである。正殿内を火元として、正殿全体が燃えるという想定ではあったが、沖縄美ら島財団は参加しておらず、通報があったことを前提に、現着した状態からの訓練のみであった。具体的には、部署位置の確認、ホースの延長、放水の流れを確認したが、それ以前の通報や部署までの訓練は行っていなかった。

この訓練の結果、課題として、ホースの延長が長距離に及ぶ点、通路が狭い点、部署位置から正殿まで高低差がある点が挙げられていた。

#### 2) 自衛消防隊の消防訓練

消防は、沖縄美ら島財団が実施する自衛消防隊の消防訓練に対しては、年に1回程度、助言及び指導を行っていた。

なお、これまで、これ以上に、沖縄美ら島財団が作成する消防計画に対する指導を行ったことはない。

#### 3) 放水銃及びドレンチャー

消防訓練において、放水銃については、実際に放水を確認しているが、ドレンチャーについては、送水管バルブが閉められていたため、実際の作動までは確認できていない。

なお、ドレンチャーについては、文化財の保存のために、消防訓練においては作動させないことが多い。

### (3) 首里城火災における消防活動について

#### 1) 首里第一小隊の活動

首里第一小隊は、正殿に到着後、正殿の輻射熱が強く、北殿の壁面からガスが噴出していたこともあり、首里第一小隊長の判断により、北殿への延焼防止活動を優先させた。

#### 2) 西高度救助第一小隊の活動

西高度救助第一小隊は、御庭の放水銃2基を使用した。北側の放水銃も南側の放水銃も、イベント用舞台装置が放水の支障となった。具体的には、衝立状の舞台装置が放水範囲を限定するだけでなく、平面状の舞台装置がホース延長作業の大きな障害となった。このイベント用舞台装置を破壊するために、時間を費やすこととなった。

放水銃の放水量は10分程度で低下した。放水銃、屋外消火栓、屋内消火栓ともに同じ防火水槽を水源としているため、これらを同時に使用すれば、15分程度で放水量が低下することは不自然ではない。正殿のドレンチャーは、首里城火災当日の目視でも、火災後の映像確認でも、作動していた事実は確認できていない。

#### 3) 火災旋風のような現象

午前3時24分ころ、既に正殿正面部分は概ね4割程度しか壁面が残っていなかったが、そのような中、正殿北側から、火災旋風のような現象が発生した。その高さは正殿の2倍程度の高さに達していた。

#### 4) 黄金御殿の屋内消火栓の使用

西高度救助第一小隊の2名が、黄金御殿の屋内消火栓を使用して正殿の消火活動を行うために、黄金御殿の内部に進入した。

その後、午前3時24分以降、黄金御殿の屋内消火栓を使用して消火活動を行ったが、1分から2分程度で放水が停止した。

#### 5) 防御線の後退

指揮隊は、午前3時56分、無線で一時退避して現場指揮本部に集結するように発信し、さらに、午前3時59分、正殿屋根瓦の一部崩落が生じたことを受けて、改めて無線で一時退避して現場指揮本部に集結するように発信した。消防活動報告書には「退避命令」と記載されているが、実際は、一旦全ての消防隊員が退避を行ったわけではなく、消防隊員の安全管理を徹底しつつ、火災と対峙する最前線の防御線を徐々に後退させながらも、放水活動は継続していた。

#### 6) 警防計画の各隊部署推奨位置との違い

消防活動の現場では、警防計画の各隊部署推奨位置と実際の部署位置が異なることはまれではなく、そのような場合は、消防活動に影響を与えないように、各隊により補完し合うことが一般的である。首里城火災においても、警防計画の各隊部署推奨位置と実際の部署位置が異なっていたが、各隊は臨機応変に対応しており、この影響は軽微であったと認識している。

#### 7) 警察車両の駐車

書院・鎖之間の前に警察車両が駐車していたが、隊員の通行は可能であり、ホース延長作業が完了した時点では既に移動していたため、消防活動への支障は軽微であった。

#### 8) 各建築物の延焼開始時刻消防活動報告書の記載内容

各建築物の延焼開始時刻については、推定の時刻になるが、北殿が午前3時51分ころ、黄金御殿が午前3時55分ころ、南殿・番所が午前3時59分ころ、近習詰所が午前4時ころ、寄満が午前4時10分ころ、奥書院が午前4時10分ころ、二階御殿が午前4時20分ころ、書院・鎖之



間が午前4時25分ころ、奉神門が午前6時5分から午前6時27分の間ころとなっている。奉神門については、屋根構造内部の延焼であったため、正確な延焼開始時刻の特定は困難である。

#### 9) 各消防隊の消防活動の概要

以上を前提に、奉神門延焼後に出動した4隊を含む合計30隊の消防隊(救急隊を除く。)の消防活動の概要は、各消防隊活動一覧表(添付資料2)のとおりである。

なお、消防によれば、消防活動報告書における「放水(活動)開始」時刻については、放水活動を行った部隊は放水を開始した時刻を記入しているが、防火水槽からの送水活動を行った部隊は送水を開始した時刻を記入しているとのことであった。以上を前提にして、各消防隊活動一覧表(添付資料2)における活動内容(上段)は、部隊内の隊員が別々の活動を行っている場合は、主たる隊員が行っている活動内容を記載し、ある時間帯で複数の活動を行っている場合は、主たる活動内容を記載している。